

# 社会福祉法人シャローム埼玉役員表

(法人設立認可 平成10年1月14日) (法人登記 平成10年1月22日)

〒350-0262 埼玉県坂戸市大字新堀字毛地1番地1

TEL : 049-282-4590 FAX : 049-282-2180 mail : shalom7h@nifty.com

ホームページ <http://www.shalom7h.or.jp/>

(令和元年7月10日現在)

顧問	木村公一	(元シャローム埼玉理事長)
理事長	木村友紀	(元介護事業所管理者)
業務執行理事	田林與志隆	(シャローム埼玉総務部長兼第一事業部長)
理事	小川進一	(元坂戸市副市長)
〃	一色俊行	(名誉院長・精神科医)
〃	牛久保寛一	(元坂戸市立入西公民館長)
〃	大野美智子	(地域包括支援センター所長)
〃	浅尾まさみ	(施設長・シャローム埼玉第二事業部長)
監事	村田昭夫	(村田税務会計事務所長)
〃	関口紀嗣	(関口守正建材(株)代表取締役)
評議員	齊藤貴作	(元水道企業団事務局長・新堀区長)
〃	清水定人	(元製薬会社社員)
〃	郷家一二三	(元高校教師・坂戸キリスト教会牧師)
〃	糸川かおり	(シャロームにつさい医院院長・医師)
〃	根本裕二	(坂戸市消防団本部指導部長)
〃	比留間邦洋	((株)比留間建工代表取締役・一級建築士)
〃	馬場亜紀子	(フリーアナウンサー 坂戸市出身)
〃	長井さおり	(元保育士)
評議員選任・解任委員会		
委員	小鹿野輝芳	(外部委員、元小学校長)
〃	村田昭夫	(〃、村田税務会計事務所長)
〃	渡辺勝久	(〃、元坂戸市区長会長)
〃	安西三紀	(〃、現主任児童委員)
〃	福田真紀子	(副施設長、シャローム埼玉第二事業部次長)
(法律)顧問	石井誠一郎	(石井誠一郎法律事務所)
(経営)顧問	川原丈貴	(川原経営総合センター)
協力病院	社会医療法人刀仁会 坂戸中央病院	
〃	医療法人社団シャローム シャロームにつさい医院	
福祉サービス苦情等解決第三者委員		
委員	齊藤貴作	(元水道企業団事務局長・新堀区長)
〃	清水定人	(元製薬会社社員)
〃	郷家一二三	(元高校教師・坂戸キリスト教会牧師)

社会福祉法人シャローム埼玉役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

平成11年3月18日  
規程第9号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人シャローム埼玉（以下「法人」という。）役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、次に掲げる者をいう。

- 一 理事
- 二 監事
- 三 評議員
- 四 評議員選任・解任委員会委員

(報酬)

第3条 役員等が法人業務に従事したときは、別表第1に定める報酬を支給する。

2 役員等のうち常勤の者については、社会福祉法人シャローム埼玉職員給与規程（平成13年規程第27号）を準用する。

(費用弁償)

第4条 役員等が法人業務に従事し、若しくは会議に出席したときは日額費用弁償を、また業務のため旅行したときは費用弁償としての旅費を、別表第2により支給する。

2 前項に規定する業務のため旅行したときの旅費の支給については、社会福祉法人シャローム埼玉職員等旅費規程（平成11年規程第12号）を準用する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 社会福祉法人シャローム埼玉 福祉サービスに係わる苦情解決体制の整備に関する規程（平成12年11月10日規程第25号）の第三者委員及び理事長が委嘱した調査審議会の委員についての報酬及び費用弁償については、この規程を準用する。

附 則

この規程は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区 分		支給区分	報酬額	摘 要
常 勤	理 事 長 業務執行理事 理事（部長）	年 額	700 万円を限度とし、予 算で定める額とする。	職員就業規程、その他常勤職員の 諸規程を準用する。
非 常 勤	理 事 監 事 評 議 員 評議員選任・解 任委員会 委員	日 額	13,000 円	理事、監事、評議員、評議員選任・ 解任委員会委員の職務に従事した 日。

別表第2（第4条関係）

区 分	日 額 費 用 弁 償	旅 費					
		鉄道賃	船 賃	航空賃	車 賃	日 当	宿泊料
理 事 監 事 評 議 員 評議員選任・解 任委員会 委員	2,000 円	職員等旅費規程の計算の例による。				3,000 円	14,000 円